

対象物質追加を検討する委員会設置 POPs 条約第 1 回締約国会議



5 月 2 日から 6 日の日程で 2004 年に発効された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約)」の第 1 回締約国会議がウルグアイで開催されました。締約国 97 カ国のうち 78 カ国の代表のほか、国際機関、54 カ国の非締約国及び約 60 の NGO が参加しました。

今回の 6 日間におよぶ会議の結果、条約事務局をジュネーブに置くことや条約事務局の '06 年度予算が決定されたほか、各国の条約履行実施計画策定のためのガイダンス文書の採択など条約実施に必要な規則が整えられました。

また、条約の対象となる POPs の追加を検討する委員会の設置、条約の有効性評価のための仕組みなどが決定されたほか、10 月に東京で開催された専門家会合で作成された非意図的生成物質の放出削減に関する「利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行に関する指針案」を改善していくための 42 人からなる専門家グループの設置もされ、日本から委員をそれぞれ 1 名指名することとなりました。

第 2 回締約国会合は、2006 年 5 月 1 日の週にジュネーブで開催される予定です。

資料:2005 年 5 月 9 日付 EIC ネット
2005 年 5 月 10 日付 化学工業日報

機器分析箇所 田沼 祐樹

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

